

4. 労働者の健康情報の保護に向けた取組

(2) 事業者によるルールの策定

ア. 取扱いのルールの策定とその策定への労働者の参画

国の示す指針に依拠しつつ、事業者が健康情報の取扱いについてのルールを策定するに際しては、産業医、衛生管理者及び労働者等が参画する衛生委員会等で審議される必要がある。

事業者は、事業場で取り扱う健康情報の保護の必要性や、事業者が必要とする健康情報は必ずしも検査値や病名そのものではなく、就業上の措置や適正配置の観点から必要最小限の情報であることを理解し、健康情報の取扱いについてのルールを策定する必要がある。

イ. ルールに盛り込まれるべき事項として、以下のようなものが考えられる。

- ・ 保護されるべき健康情報のレベルに対応した、適切な担当者の選任
- ・ 利用目的の通知方法
- ・ 労働者の同意の取り方
- ・ 労働者への健康情報の開示、訂正及び削除の方法
- ・ 健康情報の安全な管理・保管体制
- ・ 廃棄等に関すること
- ・ 苦情の処理方法